

美浜町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
美浜町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1 ページ
2. 目標	1 ページ
3. 計画の期間	2 ページ
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2 ページ
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	3 ページ

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

現在、学校現場においては、膨大で複雑かつ多様な課題への対応が必要となっており、教育職員の業務の負担が増大している。教育職員が疲弊し、各校の教育活動の維持・向上が困難な状況になりつつある。

本計画は、美浜町立小中学校で勤務する教育職員の時間外在校等時間や働き方に関する目標を定め、勤務状況を改善することで、時間的な余裕を生み出し、教育職員が健康で、子どもたちの教育にやりがいをもって邁進できる環境を整備することを目的としており、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき策定するものである。

さらに、美浜町第6次美浜町総合計画における施策の一つ「子どもたちにとってよりよい教育環境づくり」を進め、本町の特色を生かした学校教育の創造を目指すためにも、教育職員が健康で、自ら学ぶ時間を確保し、それぞれの専門性を生かして教育に専念できるよう、学校、教育委員会が一体となって、家庭、地域の理解と協力を得ながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

本町では令和3年に「美浜町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と定め、教育職員の在校時間等の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を1度でも超えた教育職員数	月80時間を1度でも超えた教育職員数
小学校	月27時間13分	43/88名	3/88名
中学校	月35時間36分	37/50名	15/50名

令和6年度の時間外在校等時間の状況を見ると、1度でも月45時間を超えた教育職員数は、割合で示すと小学校では全体の約49%、中学校では全体の74%となっており、大変高くなっている。また、1度でも月80時間を超えた教育職員数は、特に中学校で多かった。また、全体の約46%の教育職員が年間360時間を超えている。

特に、年度当初の学級・学年事務や校務分掌上の提案作成、野外教育活動、修学旅行、運動会、学校祭などの行事の準備をする時期には、時間外在校等時間が多くなっている。日ごろの業務を含め、負担感が大きくなっている業務を改善し、教育の質の向上のために教育職員の時間的余裕を創出する必要がある。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の前期・後期の数値】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。
【前期7.9%、後期5.4%】
- ・各校のストレスチェックにおける健康リスクの値を75以下とする。
【前期75.6、後期74.0】(全国の平均値は100)
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
スクールガード、PTA、交通指導員、地域のボランティア等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校間共有フォルダでのデータ共有等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・令和8年度までに、全小学校の水泳授業を日本福祉大学のプールで行うことで、小学校プールの管理業務をなくす。

○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図りながら実施していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備を補助する校務支援員を全校に配置する。
- ・自動採点アプリや成績処理システム等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が定期的な情報交換会や生徒指導関係の校内会議へ参加することで、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・大学教授等による研修会や巡回指導を行い、適切な支援や環境の整備が行えるようにする。
- ・特別支援学級アシスタントや学校生活支援員の配置を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・すべての学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を定期的に設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者等に対して、本町における「業務の3分類」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。